

愛媛県PPP／PFI手法導入に係る優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法を導入するため、愛媛県PPP／PFI手法導入に係る優先的検討規程を次のように定め、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以降行う公共施設等の整備等から適用する。

1 総則

(1) 目的

本規程は、公共施設等の整備等に当たり、PPP／PFI手法導入に係る優先的な検討を行うことにより、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- イ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ウ 公共施設等の整備等 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等
- エ 公共施設整備等事業 公共施設等の整備等に関する事業
- オ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- カ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- キ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ク 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- ケ 従来型手法 自ら公共施設等の整備等を行うこと。
- コ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかについて従来型手法に優先して検討すること。

(3) 対象とするPPP／PFI手法

本規程の対象とするPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。

- ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
- イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
- ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
- エ その他公共施設等の建設、維持管理、運営等を県と民間が連携して行うことにより民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用、行政の効率化等を図ることができる手法

2 優先的検討の開始時期

次に掲げる場合に、併せて優先的検討を開始するものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを検討する場合
- (3) 公共施設等の整備等の方針を検討する場合

(4) 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合

(5) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3 優先的検討の対象

(1) 優先的検討の対象は、次のア及びイのいずれにも該当する公共施設整備等事業とする。

ア 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備等事業

(ア) 建築物又はプラントの整備等

(イ) 利用料金の徴収を行うもの

イ 事業費が次の公共施設整備等事業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額のもの

(ア) 建設、製造又は改修 事業費の総額が10億円以上

(イ) 運営等 単年度の事業費が1億円以上（2(2)に掲げる場合に限る。）

(2) 対象事業の例外

(1)の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備等事業は、優先的検討の対象から除くことができる。

ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備等事業

イ 既にPPP/PFI手法が導入されている公共施設に係る公共施設整備等事業（建設、製造及び改修を除く。）

ウ 適用日において整備手法を検討中の公共施設整備等事業（平成29年度当初予算計上のものを含む。）であって、平成29年度末までに整備手法が決定されるもの

エ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備等事業

オ その他県として緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

県は、優先的検討の対象となる公共施設整備等事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに採用手法導入の決定

県は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

ア 指定管理者制度 5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

イ 当該事業が施設の建設若しくは改修の業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBOT方式 5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

次の(1)及び(2)の検討を行う。

(1) 費用総額の比較による評価

従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

なお、4において複数の手法を選択した場合にあっては、各々の手法について算定した費用総額の最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で、同様の比較を行うものとする。

ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

イ 公共施設等の運営等の費用

ウ 民間事業者の適正な利益及び配当

エ 調査に要する費用

オ 資金調達に要する費用

カ 利用料金収入

(2) その他の方法による評価

次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

ア 民間事業者への意見の聴取を踏まえた評価

イ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

県は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備等事業以外の公共施設整備等事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

県は、5の簡易な検討又は6の詳細な検討の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、その旨を、従来型手法により事業を実施することが決定した時点で、県ホームページにおいて公表するものとする。